

令和2年3月24日

介護サービス事業所  
指定居宅介護支援事業所  
指定介護予防支援事業者  
管理者 様

諏訪広域連合  
介護保険課長

### 新型コロナウイルスにおける感染拡大防止対応について（通知）

今般の新型コロナウイルスにおける感染拡大防止の対応につきまして、ご尽力いただき誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルスについては、長野県内で感染者が確認されたことなどを受け、感染のリスクを避けるため、令和2年3月31日まで地域密着型サービスの運営推進会議や居宅介護支援の各サービス担当者が一堂に会してのサービス担当者会議開催の中止をお願いしてきましたが、

- ・長野県内において、3月14日以降新たな感染者がいないこと
- ・諏訪保健所管内での感染者がいないこと

により、令和2年3月31日をもって中止を解除いたしますので、その取り扱いに当たっては遺漏なきようお願いいたします。

なお、諏訪広域圏内において新型コロナウイルスの感染者が確認されるなど状況が変わった場合は、改めて通知いたします。

また、新型コロナウイルスにつきましては、日々状況が変化しておりますので、引き続き最新かつ正確な情報の収集にご留意ください。

（※諏訪広域連合ホームページに厚生労働省の関連通知等を掲載しております。）

### 記

- 1 地域密着型サービスの運営推進会議については、中止を解除する。

ただし、開催については感染拡大防止の観点から事業所の実情を勘案し、文書による情報提供・報告、延期、中止等柔軟に扱って差し支えない。

運営推進会議を開催しないことにより運営基準違反の取り扱いとはしない。

- 2 居宅介護支援のサービス担当者が一堂に会するサービス担当者会議については、中止を解除する。  
ただし、感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、利用者の自宅以外での開催や電話・メールなどを活用するなどにより、柔軟に対応することが可能である。
- 3 運営推進会議やサービス担当者会議の開催に当たっては、国の通知を参照し十分な感染症対策を講じること。
- 4 保険者が行う実地指導については4月から実施する。  
ただし、感染拡大防止の観点から事業所の要望により、実施を延期するなど柔軟に対応することとする。  
※県指定の事業所については県に確認すること。
- 5 上記の1から4までについては、令和2年4月1日以降、準備ができ次第、実施することとする。
- 6 各施設等が行っている家族等の面会禁止などの対応については、本通知の対象外とする。
- 7 諏訪広域連合ホームページに掲載している事業所の取り組み状況について、変更がある場合は広域連合へ連絡すること。  
《例》 家族等の面会を当面の間禁止 → 家族等の面会を4月末まで禁止

新型コロナウイルスに伴うサービス提供への影響について（お願い）

貴事業所におきまして、新型コロナウイルス感染拡大防止の影響により、通所の利用者が著しく減った、事業所を休業しているなどサービス提供に影響が出ている場合は諏訪広域連合介護保険課までご連絡いただきますようお願いいたします。

諏訪広域連合 介護保険課  
事業所指導・支援係 五味、宮田、高橋  
TEL：0266-82-8162  
Fax：0266-71-2071  
E-mail：kaigo@union.suwa.lg.jp